

修文大学・修文大学短期大学部コンプライアンス推進規程

(目 的)

第1条 この規程は、修文大学・修文大学短期大学部（以下、「本学」という。）のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての教職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢を確立し、もって本学の適正な業務運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重し、学校法人修文学院が定める行動規範に基づき行動することをいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程、これらに関連する通知等明確に文章化された社会ルールをいう。

3 この規程において「教職員等」とは、以下に定める学校法人修文学院と雇用関係にあるものをいう。

- (1) 法人の役員及び就業規則に定める教職員
- (2) 本学と雇用関係又は委嘱関係にある非正規職員
- (3) 労働者派遣法に基づき企業から本学に派遣された者
- (4) 法人の契約先の労働者

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第4条 本学におけるコンプライアンス体制の確立を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、本学にコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 法人事務局長
- (3) 理事1名
- (4) 本学事務局長

- (5) 教育職員及び事務職員 若干名
- (6) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第5号の委員は委員長が任命する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は学長とする。ただし、委員長に事故あるときは、本学事務局長がその職務を代行する。

(委員会の運営)

- 第7条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会の任務)

- 第8条 委員会は、以下の業務を行う。
- (1) コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定
 - (2) 第13条に規定するコンプライアンス通報の処理
 - (3) 通報者保護のための公益通報に係る調査
 - (4) その他コンプライアンス推進の実施に関する事項

(委員の欠格)

第9条 委員会の委員に欠格事由(委員が通報者又は通報の対象者となった場合など。)が生じたときは、その任務を解く。委員会は必要に応じ後任者を選出する。

(委員会の事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

(相談窓口)

- 第11条 本学に、コンプライアンスの推進のために、教職員等からのコンプライアンス通報の対応を行う相談窓口を置く。
- 2 前項の相談窓口に、コンプライアンス通報等の適切な管理のため、相談受付管理者を置く。

- 3 相談受付管理者は、通報者が教育職員の場合は本学事務局長を、事務職員の場合は法人事務局長をもって充てる。
- 4 相談受付管理者は、コンプライアンス通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。

(コンプライアンス通報)

- 第 12 条 教職員等は、自己又は他の教職員等が関与する違法行為等があると判断したときは、前条第 1 項に規定する相談窓口に、コンプライアンス通報をすることができる。
- 2 通報者は、客観的で合理的根拠に基づく内部通報を行なうものとし、人事上の処遇への不満、誹謗中傷等その他不正の目的で行ってはならない。

(相談受付管理者の事務手続き)

- 第 13 条 相談受付管理者は、前条に基づくコンプライアンス通報があった場合、「通報受付表」に基づき、直ちに委員長に報告しなければならない。
- 2 「通報受付表」への記載事項は以下のとおりとする。
 - (1) 受付日時
 - (2) 受付場所
 - (3) 通報者氏名及び付添い人がいる場合は付添い人の氏名
 - (4) 通報内容
 - (5) その他必要と思われること
 - (6) 内容の確認を行うため、通報者ならびに相談受付管理者は署名捺印を行う。
 - 3 相談受付管理者は、通報者及び付添い人の個人情報等の取扱いに十分な注意を払うものとする。

(調査)

- 第 14 条 委員会は、前条によるコンプライアンス通報を受けた場合、又は第 8 条第 1 項第 3 号による調査を命じられた場合は、当該コンプライアンス通報又は公益通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。
- 2 委員会は、前項の調査を行う場合にあっては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 3 職員等は、調査に対して、拒否する正当な理由がない限り応じなければならない。

(理事長への報告)

- 第 15 条 委員長は、前条の調査の結果を理事長に報告するものとする。ただし、調査の対象が教育職員の場合には、学長にも報告を行うものとする。
- 2 委員長は、前項の報告を行う際、委員会における協議内容及びその決定事項とその理由

を明らかにして行うものとする。

(コンプライアンス通報に係る措置)

第 16 条 理事長は、前条第 1 項に規定する委員会の報告を受けたときは、当該報告におけるコンプライアンス通報の内容の真否及び重要性の程度に応じて、当該コンプライアンス通報の事実に係る違法行為等を停止させ、適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、委員会による調査の結果、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、理事会の議を経て本学就業規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じるものとする。

(コンプライアンス通報を行った者の保護)

第 17 条 通報者は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、人事、給与及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けない。

2 通報者は、コンプライアンス通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、委員会に身分の保全を申し立てることができる。

(通知)

第 18 条 委員会は、通報者に対して、コンプライアンス通報の受領、調査結果及び是正結果について、コンプライアンス通報において違法行為等に関わっているとされる者のプライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。

(秘密保持義務)

第 19 条 委員会委員及び相談受付管理者その他コンプライアンス通報に関与した者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(虚偽の通報に対する措置)

第 20 条 委員会は、調査の結果、通報が人事上の処遇への不満、誹謗中傷等その他不正の目的とした虚偽の通報であることが明らかとなった場合、理事会に対して虚偽の通報を行った者への懲戒等を求めることができる。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進を図るために必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。